

安城市自動車臨時運行許可規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 7 2 号

安城市自動車臨時運行許可規則の一部を改正する規則

安城市自動車臨時運行許可規則（昭和 2 8 年安城市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「を失効させるとともに、その」を「が失効した」に改める。

様式第 1 中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 7 条の見出しを「（その他）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第 1 の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の様式第 1 の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。